

【休眠預金等活用事業における給与水準の公開について】

1. 対象期間

2025年7月1日～2026年2月28日

2. 公開対象

本事業に従事する役員、常勤職員、非常勤職員

3. 給与水準

【役員報酬】

(報酬額)

(1) 代表者の報酬額は、月額300,000円を基本給とする。

(2) 前項の報酬には、本事業に係る統括、対外折衝、事業管理その他役員としての職務執行の対価を含むものとする。

(3) 報酬額は休眠事業外で発生する業務の報酬も含まれる。資金分配団体との取り決めにより休眠事業対象額を按分し算定する。

(4) 役員に対して、賞与その他これに類する給付は行わない。

【常勤職員】

(1) 常勤職員の報酬額は、月額200,000円～250,000円を基本とし、経験、能力等に応じ、当事者合意の上決定する。

(2) 前項の報酬には、本事業に係る統括、対外折衝、事業管理その他職員としての職務執行の対価を含むものとする。

(3) 報酬額は休眠事業外で発生する業務の報酬も含まれる。資金分配団体との取り決めにより休眠事業対象額を按分し算出する。

(4) 常勤職員に対して、賞与その他これに類する給付は行わない。

【非常勤職員】

(1) 非常勤職員の報酬額は、時給1,200円を基本給とし、実際の勤務時間に基づき算定する。

(2) 非常勤職員は休眠事業の専任者とし、報酬は休眠事業に従事した範囲に基づき支払われる。

4. 費用弁償

本事業の遂行に必要な業務を行うために要した交通費等の実費については、助成事業の基準に従い、費用弁償として支給することができる。

5. 備考

本事業従事に伴う謝金・委託料は、休眠預金等交付金の範囲内で適正に支出する。

